

令和4年舟形町議会  
第2回臨時会会議録

舟形町議会

## 令和4年舟形町議会第2回臨時会会議録

招集年月日 令和4年3月14日

招集の場所 舟形町議会議場

開 会 3月17日 午後1時30分

応招議員(10名)

1番 叶内昌樹

6番 斎藤好彦

2番 荒澤広光

7番 佐藤広幸

3番 伊藤欽一

8番 叶内富夫

4番 小国浩文

9番 奥山謙三

5番 石山和春

10番 八畝太

不応招議員(なし)

令和4年3月17日（木曜日）

第2回舟形町議会臨時会会議録

（第1日目）

令和4年舟形町議会第2回臨時会

令和4年3月17日(木)

---

出席議員(10名)

1番 叶内昌樹	6番 斎藤好彦
2番 荒澤広光	7番 佐藤広幸
3番 伊藤欽一	8番 叶内富夫
4番 小国浩文	9番 奥山謙三
5番 石山和春	10番 八畝太

---

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

町長	森富広	デジタルファースト推進室長	沼澤一征
副町長	菅原正春	地域強靱化対策室長	伊藤英一
会計管理者	須貝孝子	総務課財政主査	佐藤拓
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	小野芳喜	教育長	伊藤幸一
まちづくり課長	曾根田健	教育課長	鍛冶紀邦
地域整備課長	伊藤秀樹	監査事務局長	相馬広志
農業振興課長 兼農業委員会事務局長	斎藤雅博		

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 相馬広志 主 任 伊藤 優

---

議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長あいさつ
- 日程第 5 議案第26号 令和3年度舟形町一般会計補正予算(第9号)について
- 日程第 6 議案第27号 令和3年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)について

日程第 7 議案第 28 号 令和 3 年度舟形町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）  
について

日程第 8 議案第 29 号 令和 3 年度舟形町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）に  
ついて

日程第 9 議案第 30 号 町道路線の廃止について

日程第 10 議案第 31 号 町道路線の認定について

日程第 11 議員派遣の件

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後1時45分 開会

**議長** ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。

ただいまから令和4年第2回臨時会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

**議長** 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により議長が指名をいたします。7番佐藤広幸議員、2番荒澤広光議員の両名を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

**議長** 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

会期の発言は、斎藤議会運営委員長よりお願いいたします。

**6番** 本日開催されました議会運営委員会におきまして、本臨時会の会期は本日1日限りとすることに決定いたしましたので、ご報告いたします。

**議長** お諮りいたします。本臨時会の会期は、斎藤議会運営委員長報告のとおり、本日1日限りと決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長** 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りとすることに決定いたしました。

---

#### 日程第3 諸般の報告

**議長** 日程第3 諸般の報告については、議案書掲載のとおりです。朗読は省略いたします。

---

#### 日程第4 町長あいさつ

**議長** 日程第4 町長挨拶をお受けします。

**町長** 改めまして、皆さん、こんにちは。

今日は、令和4年第2回舟形町議会臨時会を招集しましたところ、議員各位には時節柄何かとお忙しい中ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

昨日、23時36分頃、福島県沖を震源とする強い地震が発生しました。宮城県と福島県で震度6強を観測、県内においても中山町で震度5強を観測し、舟形町の震度は4.1でありました。

町では23時45分に災害対策警戒本部を設置、0時0分に災害対策警戒本部会議を開催しました。職員48名が参集し、消防団、舟形駐在所、建設業協会、伊藤組さん、丸充建設さん、門脇産業さんと協力して町内のパトロールを実施しました。被害状況の有無について確認をし

たところであります。その結果、町における火災や人的被害、また、道路、上下水道のインフラ及び公共施設等における被害はないものと確認されましたので、1時18分に危機管理室を残して一旦解散いたしました。

そして、改めて本日8時30分に第2回災害対策警戒本部会議を開催し、詳細なパトロールをするよう指示いたしました。その結果、堀内橋に添架している水管橋で漏水を確認し、修理中であること、若あゆ温泉のボイラーが安全装置が起動して自動停止しましたが、1基は手動で解除され、もう1基はメーカーに依頼中ではありますが、そのほか、人的、道路、下水道のインフラ及び公共施設等の被害はないものと確認をいたしました。

昨日16日、舟形中学校の卒業式が開催されました。卒業生は42名でありましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、全員が卒業式に出席することができませんでした。42名の子供たちは、修学旅行など中学3年間の大部分が様々に制限される不自由な学校生活を強いられてきました。願わくば、新型コロナウイルス感染症が早く終息し、4月からの新しい生活を思う存分に謳歌してもらいたいと思います。そして、42名の子供たちの未来が明るく、自由で、素晴らしいものになることを心からご祈念申し上げます。

さて、本臨時会に提案します案件は、一般会計補正予算が1件、特別会計が3件、町道路線の廃止が1件、町道路線の認定が1件でございます。

提出いたしました議案について、よろしくご審議の上、ご決議賜りますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

よろしくお祈りを申し上げます。

---

#### 日程第5 議案第26号 令和3年度舟形町一般会計補正予算（第9号）について

**議長** 日程第5 議案第26号 令和3年度舟形町一般会計補正予算（第9号）についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

**総務課財政主査**（朗読、説明省略）

**議長** これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出を一括で行います。ページ、款項目を明言され、質問は簡潔をお願いいたします。質疑ありませんか。

**7番** それでは、歳入のほうで14ページ。ちょっと聞き慣れない交付金があるので質問したいと思います。15款2項3目衛生費国庫補助金、14万7,000円のマイナスになっておりますけれども、145万円来るはずだったのが14万7,000円の、この循環型社会形成推進交付金、これについてまずどういうものなのか質問したいと思います。

**地域整備課長** 循環型社会形成推進交付金につきましては環境省の補助事業でありまして、浄化槽の更新、新設に係る補助金であります。基本額が44万1,000円の3分の1で14万7,000円。当初予算の計上としましては14万7,000円を計上しておりまして、申請なしということで14万

7,000円を下ろさせていただいたということになります。以上です。

**7番** 当初予算は145万円ですよ、補正前の額。それで14万7,000円のマイナスなので、何件中の1件の申出がなかったというふうに私には見えるんですけども、そうではないんですか。補正前の額とマイナス14万7,000円の関係性について、どういうものなのか質問いたします。

**地域整備課長** 令和3年度の当初予算におきましては、衛生費国庫補助金につきましては、当初で循環型社会形成推進交付金14万7,000円、母子保健衛生費補助金、感染症予防事業補助金などが計上されております。以上です。（「当初から14万7,000円なんだべ。当初から14万7,000円だと言ってけねと」の声あり）

すみません。当初からこの循環型社会形成推進交付金につきましては14万7,000円を計上しております。

**7番** そうしますと、補正前の額の146万円というのはほかの項目もあったということですね。私の見るあれが見ないで質問したということですね。分かりました。以上です。

**議長** ほかにありませんか。

**4番** 20ページ、21ページ、8款道路新設改良事業、697万7,000円の減になっていますけれども、このあれについてお伺いします。

**地域強靱化対策室長** そちらの中身につきましては、長尾幅線の用地境界のほうの同意が得られなくて未施工となってしまったための減になります。

**議長** ほかにありませんか。

**9番** ページが20ページ、8款2項3目除雪対策費、今回3,985万円の補正であります。補正後の金額が2億2,724万円ですけれども、そのうちの町道除雪業務委託料、この3,900万円補正後にその2億2,700万円のうちこの委託料は何ぼぐらいになるのかお聞きしたいと思います。

**地域整備課長** 除雪対策事業の町道除雪委託料につきましては、3,900万円を補正しまして1億7,240万円となります。すみません、間違えました。1億7,211万9,000円となります。失礼しました。1億7,211万9,000円です。

**議長** ほかにありませんか。

**6番** 前も聞いたかちょっとあれなんですけれども、同じことを聞いたらすみません。

10ページの地方債の補正です。10ページの補正で変更はよろしいんですが、追加に2つございます。公共事業等債、あと防災・減災・国土強靱化。この2,270万円、4,170万円と17ページの町債のそれぞれの事業ごとの明細が出てございますが、10ページの起債の目的の事業名と、17ページで細かく分配しています事業債名というんですか、これはどういうふうに考えればいいんでしょう。10ページの起債の目的の中で、17ページのそれぞれの事業に使うことができるということなんですか。名称が違うんですけども、3本、4本に分けてこういう使い方をしているという内容なんですか。その辺ちょっと分からないので、すみませ



んが、お伺いします。

**総務課財政主査** ただいまのご質問にお答えいたします。

10ページのほうの起債の目的については、国のほうで定めている起債のメニューという名称で記載させていただいております。17ページのほうの起債については、国のほうで定めているものではなくて、町がその用途に応じてここに記載しているものとなります。

具体的に言いますと、例えば17ページの起債の一番上の県営農地整備負担金事業債、こちらについては10ページのほうの公共事業等債のほうに該当するという形になります。その下の160万円の農村地域防災減災事業債については、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債というところで、起債の例えば公共事業等債であれば町の公共事業のほうの建設事業費に使えるんですけれども、例えばその中でも河川の寺下の工事については河川災害防止対策事業債の国補正予算分の2,000万円等も該当するんですけれども、こういうものについては国の補正予算のほうで枠が決まっております、5年間の強靱化の加速化事業に該当する補正予算の場合はこちらの防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債のほうに該当するというので、細かいルールが決まっております。あくまで、10ページのほうは国の借りる起債の種類、17ページのほうは町のほうで使用する目的に応じて町が設定した起債の事業債の名称ということで区分されております。以上となります。

**6番** 国のメニューはメニューでいいです。その下にある町が事業ごとに使う起債の目的というのは、それは誰が決めるの。国のがあって、その下にこれもいいですよ、いいです、そういう基準があるんでしょ。町が決めるわけじゃないでしょ。違うの。

**総務課財政主査** 17ページのほうの名称は町が決めております。10ページのほうは国で決めておるんですけれども、町のほうで……。中身については国の起債のルールに当てはめるかどうかというのはもう決まっておりますけれども、町が決めてるのは予算書に明示する名前だけ、名称だけを町が決めていたるところになります。

**6番** 俺が言ったのがちょっと分からないのかな。だから、国の大本のルールがありますよね。この起債、この下に町が決められる起債というのはないの。じゃ何を使ってもいいの。そういうことじゃないでしょ。この10ページの起債の目的のこの事業は、町のこういう事業に使いますよというそういう明確なものがあるんでしょ。町が勝手に名前をつけて使うわけじゃないでしょ。であれば、一番起債の有利なもの、そっちのほうをどんどん使えばいいわけであって、起債の目的で分ける必要はないんじゃないかなと思うんですけども。言っていることがおかしいのかな。町長。

**町長** 前もその点についてお話をしたかと思うんですが、当初予算の2ページのほうにあるんですが、地方債、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は第2表地方債によるというふうに

あります。

要は、ここで、当初予算の中で、起債を、地方債を起こせる場合については、先ほど申し上げました10ページの第3表のような形で議会のほうの承認を得なければならないという規定があります。その中で、起債の目的、それから今回もありますように、限度額、起債の方法、利率、償還の方法等を明示するというふうなことでありまして、その場合に起債の目的が国で定めている起債のメニューになります。

今度歳入のほうに出てきますのは、款ごとにこういった、例えば今回でありますと3款の農林水産業費とか土木費とか、その中でこういう形で使いますよというふうなことで明示をしていくわけですが、その中で例えば土木費の土木債については社会資本の中で先ほど言った例えば過疎対策事業を充てるとか、それから緊急自然災害防止を充てるとか、災害関連のものを使うというふうなことで、どれを設定するかというふうなことについては、こちらのほうの何が一番有利であるかというふうなことから基づいていて、この国で定めている起債の目的、起債の種類を町のほうでこの事業にはこの起債が使えるというふうなことでこのほうで提示しまして、第3表のほうには国で定める目的の起債の名前を書いているというふうなことであります。ちょっと分かりづらいですかね。

要は、町で事業をする際に、この事業には国の起債のどれが使えるかという判断を財政のほうでしまして、それを歳入のほうの町債のほうで表しております。一方で、10ページのほうの地方債というふうな第3表のほうについては、国のほうの起債の目的、これは国のほうの起債のメニューになります。そこと限度額と起債の方法と利率と償還の方法を表していると。これはやはり一方的に借金を多くつくるといふふうなことのないように、しっかりとここでこういうふうな限度額、ここまで借りますよと。起債の方法はどうしますかというふうなことについては、証書で借りるか証券で借入れするか、あと利率はどうするかとか、償還の方法についてはどうしますというふうなことを第3表のほうで表しているものというふうな理解していただければというふうに思います。

**議長** ほかにありませんか。

**8番** 20ページの除雪費についてお伺いいたします。今回、補正予算で4,000万円弱の補正がつかれました。町長は、町の広報で、お知らせ版等で、除排雪が7,000万円もかかるから、今年度は排雪を少なくしてできれば雪割りで対応したいという町民にお願いというような文書が2回ほど流れてまいりました。今年はこの4,000万円弱の除雪費をもって、去年は7,000万円、この除雪を足して今年はいくらの排雪削減につながったのか、その辺お伺いします。

**地域整備課長** 排雪、今雪割り等々で一生懸命業者さんからやっていたところなんですけれども、排雪につきましては現時点では集計されておりませんので、どれぐらい経費削減されたかという点については今のところはデータは持っていない状況であります。ただ、

議員おっしゃるとおり排雪経費の削減ということで、排雪場所ごとの点検とか住民の皆様へのお願い等々いろいろやっているところでございます。以上です。

**8番** 去年は7,000万円の排雪経費がかかったと。それで、今年4,000万円弱の補正予算を取って、そしてトータルで幾らになるかというのはそれは分かると思いますよ、私は。その辺答弁をお願いします。

**地域整備課長** 排雪経費の予定額としましては、除雪の出動回数が昨年度66回、路面整正とかも含めてなんですけれども出動しております。今年度につきましては72回の出動をされております。出動回数が増えている、あとはトータルの雪の量もまだまだ去年と比べて残っている量がありますので、排雪経費につきましては見込みとしては去年並みぐらいで何とか収めたいなというところで見込んでいるところでございます。以上です。

**8番** 今年早く除排雪に入ったわけですね。10日過ぎから除排雪に入りました。昨年度は大体20日前後から除排雪に入っているような状況でありますけれども、早く入れれば早く入るほど除排雪経費がかさむんじゃないのかと私なりに考えております。それは、早く入れれば雪の量を少なくして、畑に残る雪の量を多くして、そして排雪する時期の量、立米同じなんだと言えばそんなふうな理屈というか計算はできるんでしょうが、なるべくやっぱり除排雪経費を安くするには遅く排雪したほうがメリットが大きいのかなと感じますが、今年なぜ10日過ぎに除排雪に入ったのか、その辺をお伺いします。

**地域整備課長** 排雪につきましては、雪割りを早めに先行しまして行っているところでございます。雪を割ってできるだけ解かすと。それで、少なくなった時点で、必要に応じて、必要であれば排雪をするような形を取っております。ただ、民家連檐地など雪割りの難しいところなどは排雪をさせていただいているところでございます。以上です。

**議長** ほかにありませんか。

**2番** 同じ20ページ、21ページの町道除雪業務委託料です。昨年度、令和2年度の決算書では1億6,191万4,000円というふうな数字でした。それで、今年度は先ほど答弁があったように1億7,000万円強というふうなところで今現在推移していると思われま。雪の量ですけれども、私の一般質問でもこの間したんですけれども、町内全体では去年と比べて、今現在ほぼほぼ同じです。ただ、地区によっては、堀内地区は少なくなっています。長沢地区は去年とほぼほぼ同じ、あと舟形地区に関しましては平均で80センチほどプラスになっていますので、その辺の、工区ごとまでいかななくてもいいんですけれども、ある程度ざっくり、舟形地区で雪の量が多かったのでお金の出が増えたというふうな見方はできると思うんですけれども、その辺できるのかできないのか、教えていただきたいと思ひます。

**議長** ここで換気のため暫時休憩いたします。

午後2時21分 休憩

---

午後2時22分 再開

**議長** 会議を再開いたします。

**地域整備課長** 除雪経費につきましては、積雪量、雪の深さについては、排雪などは大きく積雪量によって変わってくるものと思います。全体的な除雪につきましては、道路のロータリー除雪につきましては、積雪量、積雪深さよりも降雪量、10センチ降った日数がどれくらいかで金額が変わってきますので、積雪深だけでは一概に多い少ないというのは言えないということになってくるかと思えます。以上です。

**2番** 例えば、当日の朝降った、10センチとか15センチとか降った回数が多ければ当然出動する回数も多くなると思えますので、今の答弁は分かりました。

あと、決算、まだ先の話ですけれども、決算の成果報告書を作る段階でも、各地区の出動回数ですか、そういうふうな書き方もすれば、体で感じたような雪の量の成果表を書くことができるのではないかなと思っていて、ちょっと質問したところでした。その辺1点だけ、まとめの段階だと思うんですけれども、その辺の考え方を教えていただきたいと思えます。

**地域整備課長** 決算時の資料に各地区の出動回数などを書き加えてお示するというご質問かと思うんですけれども、それにつきましてはできる限り付け加える方向で検討してみたいと思えます。以上です。

**2番** ぜひ、金額が多くなった分、より分かりやすいような成果表にしてもらいたいと思えます。答弁は必要ありません。

**議長** ほかにありませんか。

**7番** 同じ20ページの8款2項2目道路新設改良費の右のページの1の社会資本総合整備事業。

この物件移転補償金ということで、これは実際に物件を……、どこの内容なのか、まず最初に質問したいと思えます。

**地域強靱化対策室長** そちらにつきましては、町道福寿野岡矢場線の物件移転の1棟分になります。

**7番** 左側の財源内訳なんですけれども、国庫支出金とか地方債とかあるんですけれども、この補償金の財源は一般財源で行っているということの考え方でいいのか、ちょっとそこを気になるので質問したいと思えます。

**地域強靱化対策室長** 今説明しました町道福寿野岡矢場線の物件補償につきましては、補助対象分として国庫補助がつかますので、そちらの国庫支出金と地方債とその他でそれぞれ分かれているような、その3つで構成されているという内容になります。

**7番** 分かりました。それで、上のマイナス部分なんですけれども、約3,000万円ぐらいマイナスになっているわけなんですけれども、今後のそのマイナス分の工事の見込みというんですか、

来年度になってくるのかなというふうに思うんですけども、ここの部分についての進行具合の考え方について質問いたします。

議長 暫時休憩します。

午後2時28分 休憩

---

午後2時29分 再開

議長 再開します。

地域強靱化対策室長 ご質問にお答えします。

測量・設計業務委託料の1,120万6,000円の内容につきましては、以前にもちょっとお話ししたんですけども、橋梁補修関係に関わる設計の分として1,000万円の減となっております。こちらのほうは、県の指導によって判定区分が2のもので計画していたんですけども、そちら3のほうをまず優先的にやりなさいという指導でそこが減額になりました。それで、来年の令和4年の予算にはその分が入っているような形で実施する見込みでいます。

工事請負費とあと用地購入費については、まず物件移転補償金として1棟をすぐ補償したいという内容なので、まず用地購入費とあと工事請負費を減額しまして物件移転補償金のほうに充てて、それで1棟の移転を実施するという計画でいます。以上です。

議長 ほかにありませんか。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第26号を採決します。議案第26号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第6 議案第27号 令和3年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)について

議長 日程第6 議案第27号 令和3年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

総務課財政主査 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

**議長** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これより議案第27号を採決します。議案第27号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議長** 起立多数です。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

---

**日程第7 議案第28号 令和3年度舟形町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について**

**議長** 日程第7 議案第28号 令和3年度舟形町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

**総務課財政主査** (朗読、説明省略)

**議長** これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

**議長** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これより議案第28号を採決します。議案第28号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議長** 起立多数です。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

---

**日程第8 議案第29号 令和3年度舟形町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について**

**議長** 日程第8 議案第29号 令和3年度舟形町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

**総務課財政主査** (朗読、説明省略)

**議長** これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第29号を採決します。議案第29号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第9 議案第30号 町道路線の廃止について

議長 日程第9 議案第30号 町道路線の廃止についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

地域整備課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第30号を採決します。議案第30号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第10 議案第31号 町道路線の認定について

議長 日程第10 議案第31号 町道路線の認定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

地域整備課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

7番 ここを町道認定することに関しては異議はないんですが、提案理由にあります災害時等における避難道路という部分についてちょっと質問いたします。

これは管理体制なんですけれども、冬場と夏場という問題があると思うんですけれども、その管理体制についてどういうふうにする考えなのか、質問いたします。

**地域整備課長** 管理体制については、最上広域市町村圏事務組合の土地について道路を切らせていただいているというところがあるんですけども、最上市町村圏事務組合では、地形的に崖の下のところに採水場がありまして、採水場まで定期的に水を取りに行かなければならないということで、避難道路としてはこの道路につきましては集落が孤立した場合に限って開くような形になりますので、通常につきましては最上広域のほうから維持管理していただくようなことで今検討しているところでございます。費用負担についても、それぞれの維持管理の範囲の中でそれぞれが負担するような形を検討しているところでございます。

**7番** まだ検討中だということですけども、さっき私、夏場と冬場と言ったものですから、冬場は通さないという考え方でいいんでしょうか。じゃあまずそういうことで、冬場の管理について。

**地域整備課長** 冬場については、一般車両は通さないことになります。先のほうの太郎野富田線が冬期閉鎖区間でありますので、必然的にリサイクルプラザまでが冬期間の町道利用になります。ただ、最上広域のほうでは、先ほど言ったとおり採水をするために冬期間も通るような形になるようです。以上です。

**7番** 冬場でも採水しているということなんですか。それは分かりました。

それで、下に下るまではまず広域でも使うということですけども、そこから上って根渡川というんですか、富田川に行くまではまるっきり町しか使わないというそういう考え方でいいのか、それとも全般にわたって登り口まで広域が……、それも話合いと言いましたっけか、ということなので、そのめどというんですか、いつ頃その話がつく予定なのか、そこら辺のところを質問したいと思います。

**地域整備課長** 現在、鋭意、維持管理の方法とか維持管理協定の案を作成しまして協議を進めているところでございます。できるだけ早く、今年度には避難道路開設工事が終わるわけですので、できるだけ早く協議を合意形成しまして維持管理の範囲等を決めていきたいと考えております。

以上です。

**議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これより議案第31号を採決します。議案第31号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。



(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

---

**日程第11 議員派遣の件**

議長 日程第11 議員派遣の件についてを議題といたします。議員派遣の内容については、議会議務局長より朗読いたします。

事務局長 (朗読、説明省略)

議長 議員の派遣についてご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議員派遣については原案のとおり決定いたしました。

これをもって、本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。令和4年第2回舟形町議会臨時会を閉会いたします。

慎重審議、ご苦労さまでした。

午後2時52分 閉会

---

上記会議の経過を記載し、その相違ないことをここに署名する。

議長 八 楸 太

署名議員 佐 藤 広 幸

署名議員 荒 澤 広 光